

柴田町住民自治によるまちづくり基本条例に基づく
まちづくりの実施状況の検証に関する報告書
(案)

令和4年 月 日

柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会
(平成30年度～令和4年度)

<目 次>

報告にあたり	2
I はじめに	3
II 審議会からの提言	4
1 基本条例チェックシートでの検証から出された課題について	
2 地域コミュニティの連携促進について	
III 今後の課題について	
住民自治によるまちづくり基本条例審議会委員名簿	

報告にあたり

柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会（平成30年～令和4年度）委員として、平成30年11月に拝命を受け、4年間にわたり、延べ12回の審議会を開催し、住民自治によるまちづくり基本条例（以下「基本条例」）に基づく参加と協働のまちづくりの状況について検証してまいりました。

今期の審議会では条例施行後10年を経過することもあり、基本条例の全般的な検証を実施しました。条文ごとに、検討チェックシートを用いながら、取組状況の確認を行い、現状の課題を抽出しました。

基本条例で規定する範囲は非常に多岐にわたりますが、効果的な仕組み、制度及び事業等が展開できるよう、議論の焦点を絞り、報告書としてまとめました。

内容につきましては、審議会における検証結果について報告書という形でまとめたものですが、日々状況が変化し動きがある“まちづくり”という性質上、基本条例に基づく政策の立案、実施については、本報告書を基調としつつも、より多角的な視点からの検討が必要です。また、ここに記されたこと以外にも検討すべき課題も多く残されていると思います。

この報告書は、基本条例第33条第2項に規定される審議会から町長へ対する「提言」であり、柴田町におかれましては、この報告書を生かし、より一層基本条例に基づく参加と協働のまちづくりを進められることを期待いたします。

I はじめに

柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会（平成30～令和4年度）（以下「当審議会」という。）は、“生き生きとした住みよいまちの実現”という基本条例の目的実現に向けてまちづくりが行われているか、その状況を定期的に検証し、課題を明確にするとともに、必要な提言をするという趣旨に基づき、平成30年11月以降、**延べ12回の審議会を開催し**、柴田町の参加と協働のまちづくりの進捗状況等について、調査、検討を行った。

年度	回	開催月日	調査・検討内容
平成30年度	第1回	11月13日（火）	・辞令交付 ・審議会の概要、今後の審議内容について
	第2回	2月13日（水）	・今後の審議内容、スケジュールについて
令和元年度	第1回	9月18日（水）	・住民自治によるまちづくり基本条例に基づく取り組みの検証
	第2回	1月16日（木）	・住民自治によるまちづくり基本条例に基づく取り組みの検証
令和2年度	第1回	8月19日（水）	・住民自治によるまちづくり基本条例に基づく取り組みの検証
	第2回	1月20日（火）	・検証で出された課題を踏まえた調査テーマの検討・絞り込み
	第3回	3月24日（火）	・地域コミュニティの課題について
令和3年度	第1回	7月14日（水）	・地域の連携について
	第2回	11月11日（木）	・地域の連携について
	第3回	2月16日（水）	・地域の連携について
令和4年度	第1回	7月7日（木）	・審議会検討のまとめ（案）について
	第2回		
	第3回		・報告書の提出（答申）

Ⅱ 審議会からの提言

当審議会は、基本条例に規定されている重要な項目を全般的に検証するため、基本条例検討チェックシートを作成し、それを活用しながら制度等の運用状況について検証を行った。審議会での検証の結果を踏まえ、以下のとおり提言する。

1 基本条例チェックシートでの検証から出された課題について

(1) 多様な住民の参加について

参加によるまちづくり（第7条）では、「まちづくりの参加の輪を広げるため、誰もが自由に参加できる環境づくりに努めるものとします」とあるが、いまだ関わる人間が画一的であり、ある程度決まった住民しか参加していないという現状がある。

また、行政運営への参加の促進（第26条）関連としては、各種審議会での公募委員を増やすとともに、その審議内容についても計画策定の初期段階に関わることができるようにするなどの工夫が必要である。

(2) 情報発信、情報共有について

行政機関及び議会の情報発信については、確定した情報の発信は充実しているものの、これから計画されることや住民とともに考えるべき事柄については、積極的に過程段階の情報についても共有が図られることが望ましい。

YouTubeやFacebook、LINEなどSNSでの情報発信も増えているが、これらは、広報紙などでは掲載しきれない最新情報やきめ細かな情報を発信できる点で有効であり、さらに有効活用しながら、時代に合わせ、アナログでの情報発信とデジタルでの情報発信を効果的に使い分けることが重要となる。

情報共有に関しては、計画等の案が固まった段階で行うパブリックコメントだけでなく、計画段階において、アンケート調査やワークショップなどの住民意見を反映する手法をより充実させることが必要である。これは（1）の多様な住民の参加にもつながる点である。

(3) 地域コミュニティについて

地域コミュニティ（区会、町内会、自治会等）が策定する地域計画については、住民アンケートやワークショップなど独自の工夫で策定を行う地区とそうでない地区があり、ばらつきが生じている。また、活動に関しても、役員等の特定の人のみが積極的に動いているといった地区もあるのが現状である。人口減少、高齢化の進展により地域内のなり手不足が今後さらに表面化していくことから、地域コミュニティへのさらなる行政支援が求められる。

(4) まちづくり提案制度について

第30条に規定するまちづくり提案制度は、住民等のまちづくりへの参加促進には非常に有効な制度であり、今後も制度拡充を検討するとともに、住民等が地域の課題を発見したり学習したりする機会を増やすなど、提案を出す前の支援を行い、活用促進を図る必要がある。

また、提案採択後にその活動及び団体が継続、発展していくための支援についても充実させる必要がある。

2 地域コミュニティの連携促進について

条例検証で出された課題の中から、特に自治活動の基盤となる地域コミュニティ（区会、町内会、自治会）に焦点を絞り、その課題解決のために必要となることについて、検討を行った。

(1) 区会、町内会、自治会同士の連携促進のための支援について

防災や環境美化、地域行事の開催など、近隣の町内会同士が連携して取り組むことでより効果を生む活動は多くある。町には以前から、小学校区内の複数の行政区で組織する「地域づくり推進協議会」が4地区に存在し、それぞれ独自に取り組みを行っているが、このような地域同士が連携する仕組みをさらに機能拡充し、促進していく必要がある。

各地域の情報交換や行政との情報共有は行政区長会などを通じて行われているが、近隣の地区であっても、互いにどのような取り組みをしているか知らないといった声がある。防災や福祉など各分野の情報を町内会同士が意見交換したり、優れた取り組みを学び合う場が必要である。

(2) 中間支援、コーディネーターの必要性について

(1) で挙げた自治会同士の情報交換の場や研修の場、地域計画策定の支援などを実施する上では、行政の支援だけでなく、地域と行政の間に立って調整を行う「中間支援組織」の役割も重要となってくる。他市町村の事例では専門的な知識を有する地域支援コーディネーターがそのような役割を担っている事例もある。

また、企業やNPO、学校など多様な担い手との連携を促すうえでもコーディネーターの担う役割は大きい。現在も、福祉や生涯学習などといった各分野に生活支援コーディネーター、学校支援コーディネーターなどの調整役が存在するが、それらをつなぐ「まちづくり」のコーディネーターが必要であり、まちづくり推進センターがその役割を担うことは条例においても想定されているところである。

Ⅲ 今後の課題について (文章未作成)

- 1 町内会等の役員が交流する場の創出
 - ・ 情報交換、情報共有の場
 - ・ 先進事例や取り組みの学び合いの場
- 2 地域支援コーディネーターの導入
 - ・ 地域計画の策定フォロー
 - ・ 各分野のコーディネーターをつなぐ役割
- 3 地域運営組織の立ち上げに向けた検討
 - ・ 地域づくり協議会を基盤として発展的に
 - ・ 国の財源措置がある
- 4 まちづくり推進センターの機能強化
 - ・ 上記 1, 2 を担う
 - ・ 大学などとの連携のためのサテライト
- 5 これまでの審議会からの答申事項に関する振り返り
 - ・ 今回出された課題は第 1 期、第 2 期でも挙げられていた課題
 - ・ 改めて振り返り時代に合わせて対策を講じてほしい

住民自治によるまちづくり基本条例審議会委員名簿
(平成30年度～令和4年度)

(敬称略)

No.	区分	氏名	役職等
1	学識経験のある者 (1号委員)	なかじま きよみ 中嶋 紀世生	会長 宮城大学地域連携センター
2	〃	ささき てつお 佐々木 鉄男	仙台大学教授 令和4年3月 辞任
3	〃	さとう おきむ 佐藤 修	仙台大学教授 令和4年7月 就任
4	公募による住民 (2号委員)	しこだ せいぞう 志子田 清蔵	副会長
5	〃	あべ ゆうこ 阿部 有子	
6	〃	せき ろくろう 関 六郎	
7	〃	さとう まさひさ 佐藤 正壽	
8	その他町長が特に 必要と認める者 (3号委員)	むらやま なおこ 村山 菜穂子	西船迫四丁目町内会総務部長
9	〃	おおば みよこ 大庭 三余子	柴田町社会福祉協議会 主査
10	〃	こだま よしえ 児玉 芳江	NPO 法人しばた子育て支援ゆるりん代表

(事務局)

役職	氏名	備考
事務局長	沖館 淳一	まちづくり政策課長
事務局員	菅野 恵美子	〃 課長補佐
〃	佐山 亨	〃 主任主査